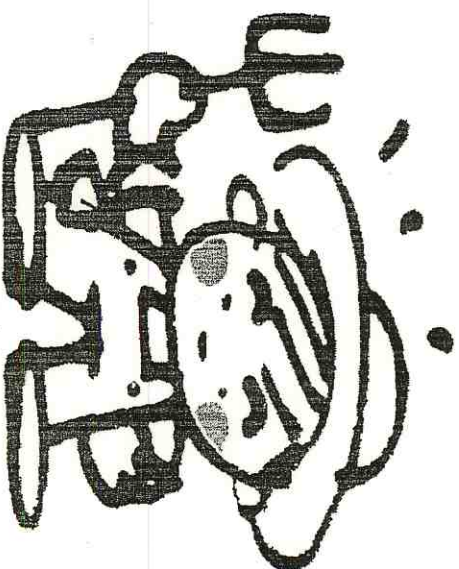


営農災害レスキュー隊の概要

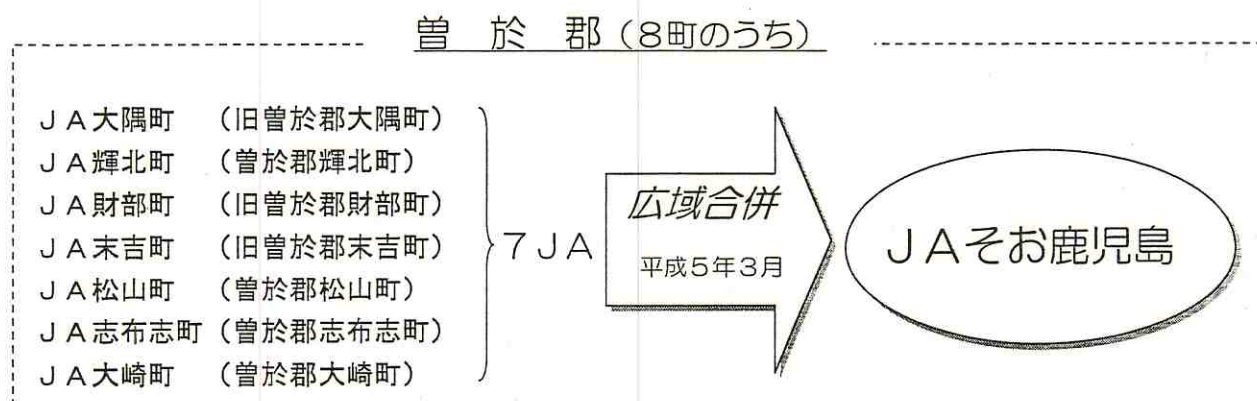
(営農災害緊急支援対策)



イメージキャラクター
そおかくん

JAそお鹿児島

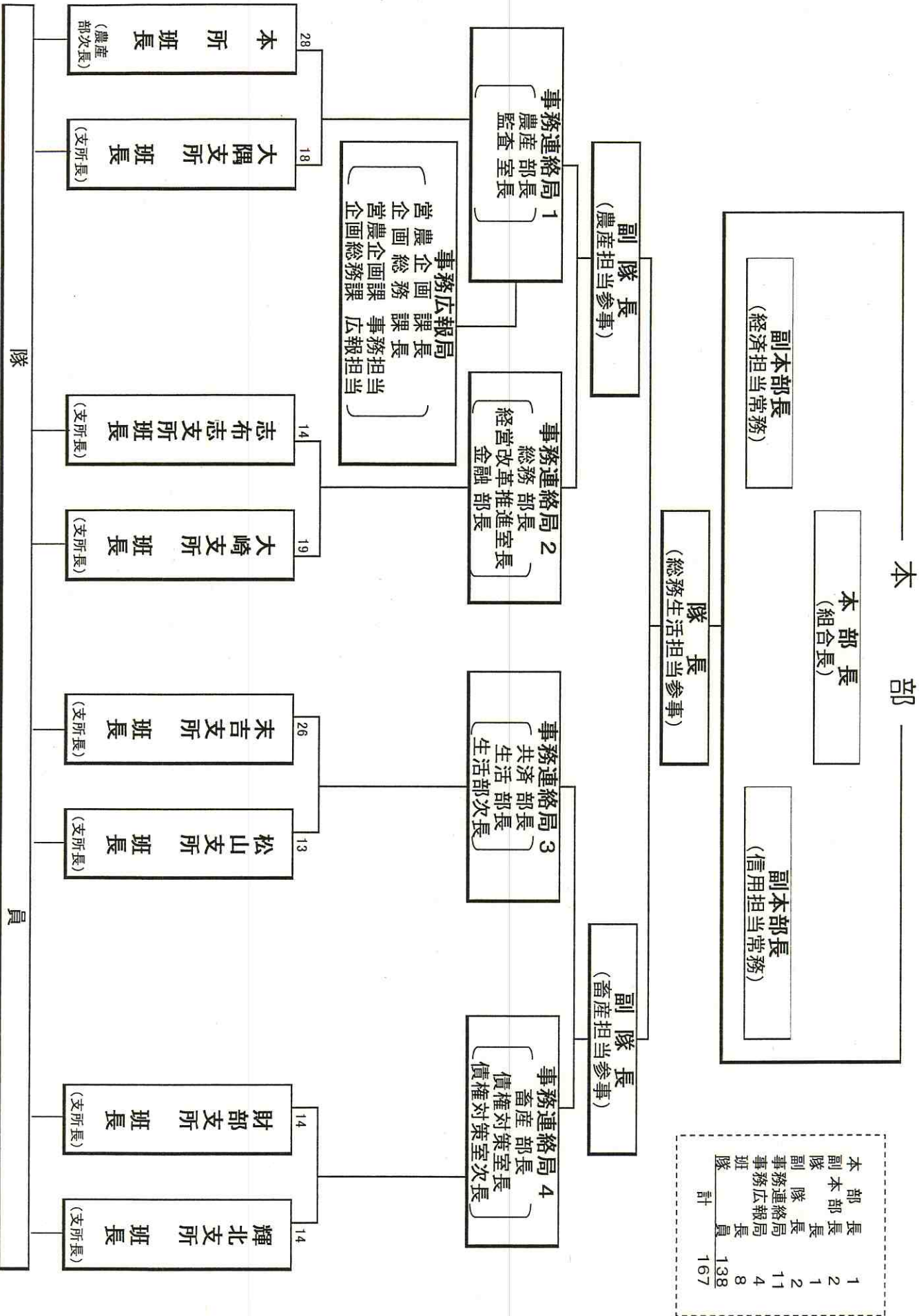
J A ぞお鹿児島は、平成5年3月1日曾於郡内8町のうち、7町を管内とする広域合併 J A (県内 12 J A 構想の一つ) として誕生しました。



J A ぞお鹿児島の合併後の主な経過

- H 5 . 3 J A ぞお鹿児島開業式 (曾於郡内8町のうち7町7 J A が合併)
- H 5 . 9 曾於郡畜産連合会を包括承継 (子牛セリ市業務等を引継ぐ)
- H 7 . 7 営農災害レスキュー隊結団式 (隊員 170 名で台風等の営農災害復旧を支援)
- H 7 . 12 本所事務所開業式 (旧 J A 大隅町本所に約4億円で増設)
- H 8 . 8 志布志町農業公社開業式 (町と J A で設立、ピーマンの研修事業等を引継ぐ)
- H 8 . 10 大隅果実連合会を包括承継 (ハウスみかん集出荷等の業務を引継ぐ)
- H 9 . 4 農業後継者育成対策事業を開始 (正組合員の拠出金で農業後継者を育成、現在まで2千万円支出)
- H 9 . 11 販売事業200億円超 J A サミット会議
- H 10 . 4 農家対策特別班(T A F)の設置 (スタッフ8名で農家総合支援体制を確立)
- H 10 . 9 輝北農業公社開業式 (町と J A で設立、菊の研修事業等を実施)
- H 11 . 2 新家畜市場開業式 (約13億円で近代的なセリ場・雨天審査場等を新設)
- H 11 . 4 茶 F A 工場落成式 (約9億円でオートメーション化された茶加工施設を新設)
- H 11 . 6 農家の店「だいこん」の開店
- H 12 . 7 ぞお鹿児島畜産株式会社を設立 (肥育牛・養豚事業等を会社に移行し専門化)
- H 12 . 11 指導購買体制の策定 (購買事業を解体し農産・畜産指導と一体化)
- H 12 . 11 広域配送センターを設置 (生産資材の配送部分を分離一元化)
- H 13 . 4 事業所・出張所を統廃合 (47 金融店舗を 27 店舗に統廃合)
- H 13 . 4 大隅町役場派出所開業式 (7町のうち6町が指定金融機関、1町が銀行指定→平成16年度 J A 指定)
- H 13 . 10 松山町農業公社開業式 (町と J A で設立、研修事業等を実施)
- H 14 . 9 全国和牛能力共進会
- H 15 . 4 経営改善3ヵ年計画を策定 (経営改革推進本部の設置)
- H 15 . 4 全国農協中央会 J A S M I C 導入
- H 15 . 5 新総合情報システム稼動
- H 15 . 7 合併10周年記念式典
- H 15 . 9 食の安心安全推進本部設置
- H 16 . 4 営農センター導入 (本支所体制の機構改革)
- H 16 . 4 第4次中期3ヵ年計画策定 (平成17年度~19年度)
- H 17 . 4 本所体制の機構改革 (経営改革推進室新設・畜産部肉牛課新設)

営農災害レスキュー隊体系図



営農災害緊急支援対策実施要領

【目的】

第1条 本要領は、営農災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に備え、常に営農災害緊急支援対策本部（以下「本部」という。）を設置し、営農災害等の発生時の緊急及び応急の支援対策等を実施することにより、被害を最小限に押さえるとともに、早期の復旧を図ることを目的として設定する。

【本部の組織】

第2条 本部の組織を次のとおりとする。

- ① 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には組合長が、副本部長には各常務があたる。
- ② 本部は、災害時等の支援活動に備え、営農災害レスキュー隊（以下「レスキュー隊」という。）を編成して置くものとする。

【本部会議の開催】

第3条

1. 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長をもって構成するほか、必要に応じてレスキュー隊長及び副隊長、班長の出席を求めることができるものとする。
2. 本部会議は、次のような場合に開催する。
 - ① 管内組合員及び農協が所有する農畜産物や農業関係施設等に対し、風水害や地震等の自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ② 管内組合員及び建物更正共済加入者の建物、農協の諸施設に対し、火災災害や風水害、地震等の自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ③ 前各号について、災害の事前、事後の調査及び復旧のための対策を必要とする場合
 - ④ その他、目的達成のために必要とする場合
3. 前項の規定に基づく本部会議の開催は、関係機関等の情報や気象情報に基づき、本部長が開催を必要と認めたとき、及び組合員や役員、本所関係部所が要請し、本部長が必要と認めたときに開催する。
4. 本部のすべての活動範囲について、本部長が不在の場合は、副本部長がその職務を代行する。

【レスキュー隊の編成】

第4条

1. レスキュー隊の編成及び定数は別表1のとおりとし、隊員は本部長が任命して、常に定数を確保して置くものとする。
2. 原則として、隊長には総務生活担当参事が、副隊長には他の参事が又班長には農産部長及び支所長が、副班長には営農業務課長及び支所営農センター長があたる。
3. 調査・指導班は、班長が隊員の中からその災害に係る営農技術員等を指名し、構成する。

【レスキュー隊の出勤】

第5条

1. 本部長は、本部会議の結果に基づき、レスキュー隊の出勤を隊長に指示する。
2. レスキュー隊の出勤は、災害の規模及び災害地域が限定している場合、一部の班に対し指示することができる。
3. 本部長はレスキュー隊の出勤にもかかわらず、目的の達成が困難と判断される場合は、隊員以外の職員の応援を要請できるものとする。

【緊急の場合の出勤】

第6条

1. 就業時間外ほか緊急の災害発生で本部会議が開催できない場合は本部長以下班長までの判断で、レスキュー隊の全部又は一部の班の出勤を指示することができるものとする。この場合、下位者は可能な限り上位者の判断を仰ぐものとする。
2. 前項の判断者は、出勤の指示と同時に速やかに本部長に状況の報告を行うものとする。本部長はこの報告を受けた後、電話等による緊急の場合の簡略した本部会議を行い、この後の活動について指示する。
3. レスキュー隊長及び班長は、緊急の場合の出勤に備え、あらゆる場合を想定した連絡体系図を作成し、本部長に届けておくものとする。

【レスキュー隊の活動範囲】

第7条

1. レスキュー隊の活動範囲は、原則として農協管内の地域とし、次のことに注意して活動する。
 - ① 災害発生前の、周辺の安全が確保される活動範囲内にあること
 - ② 災害発生後の、活動の安全が確保される状況に回復していること
 - ③ 災害や風水害等災害の発生中は、公的専門機関の職務が優先されることとし、隊員は周辺の安全が確保される活動範囲内にあること
2. 住宅に関する災害で、仮設住宅の建設を必要とする場合は、共済部の指示に基づきこの建設を支援する。
3. レスキュー隊の活動の時間は、原則として就業時間内とするものの、緊急を要する場合は、就業時間外及び休日についても及ぶものとする。
4. レスキュー隊の活動は、隊長の終了の指示に基づき終了する。

【レスキュー隊員の任務】

第8条

1. レスキュー隊員の任務は、別表2に定めるものを任務とする。
2. レスキュー隊員は、自己の直接の任務がない場合、または終了した時及び開始までに余裕があるときは、隊長、副隊長及び班長の指示に従い、他の隊員の任務を遂行する。
3. レスキュー隊員は、活動の終了の指示があるまで、上位者に対し常に報告の義務を有する。
4. レスキュー隊員は、本部長が開催する知識や技能の向上に関する業務に参加し、自己の活動能力を高める。

【予算の計上】

第9条

本部会議は、レスキュー隊の装備や活動、隊員の能力向上等のための予算について、協議検討し計上する。

【その他の事項】

第10条

本部会議は、災害の後関係機関や被災者等と連係を密にし、次のことについて協議して、必要なる事後対策を講ずるものとする。

- ①被災者の農畜産物被害の、復旧と再生産対策について
- ②被災者の農業施設整備のための、供給と幹旋対策について
- ③被災者の生活に関する、物資の供給と幹旋対策について
- ④被災者の加入している共済の、早期支払対策について
- ⑤被災者の復旧に関する、資金の融資対策について
- ⑥その他、被災者の早期復旧に関する事項について

【要領の改廃】

第11条

本要領の改廃は、本部会議の議決による。

附則

1. この要領は平成 7年7月 1日から施行する。
2. この要領は平成16年7月12日から一部改正

営農災害レスキュー隊装備品貸与要領

みだしのことについて、おお鹿見島農協被服貸与規定に準じて、下記の要領を定める。

【装備品貸与】

第1条 この組合の営農災害レスキュー隊隊員に、次の装備品を貸与する。

- ①ヘルメット
- ②雨合羽
- ③雨靴
- ④その他必要な備品 (装備品貸与台帳に記載)

【装備品の貸与期間】

第2条 隊員は、その在任期間中、第1条に定める装備品の貸与を受けらる。

【装備品の使用】

第3条 隊員は、貸与装備品を営農災害支援活動外の目的に使用してはならない。

【装備品の管理】

第4条 営農災害レスキュー隊装備品については、次のとおり保管する。

1. 原則として、各班ごとに一括管理し所定の保管場所を定める。
2. 台風等風水害発生頻度の高い時期 (7月～9月)は個別管理とする。
3. 隊員は、貸与装備品が汚染、損傷したときは直ちに洗濯・補修し、いつでも使用できる状態にしておかなければならない。

【管理責任者】

第5条 営農業務課長及び支所営農センター長を管理責任者とする。

【装備品の返還】

第6条 隊員が隊員としての任務を解かれ、貸与装備品が不要となったときは、直ちに管理責任者へ返還しなければならない。

【装備品の紛失等】

第7条 隊員が貸与装備品を紛失、毀損保は滅失したときは直ちにその旨を届出なければならない。
2. 前項の場合、やむを得ない事由によるものを除き、自己の負担において購入させるものとする。

【装備品貸与台帳】

第8条 貸与した装備品は、装備品貸与台帳に記載し、貸与の状態を明確にしておくものとする。
2. 装備品貸与台帳は各班管理責任者が管理し、本部事務局に報告する。

【改 磨】

第9条 この要領は本部長が定める。

営農災害緊急支援対策内規

【目的】

第1条 営農災害緊急支援対策実施要領に基づき、営農災害レスキュー隊の活動範囲等について内規を設定する。

【災害時の活動範囲】

第2条 台風災害については

- ①襲来前は、暴風圏に入るまでの活動とする。
- ②暴風圏に入ったときは出動はしないものとする。
- ③通過後は、安全が確保されることを確認の上出動し、復旧活動支援するものとする。

第3条 風水害については

- ①発生中は原則として出動しないものとする。
- ②発生後は、安全が確保されることを確認の上出動し、復旧活動支援するものとする。

第4条 災害・地震災害については

- ①発生中は原則として出動しないものとする。但し、火災で延焼の恐れがある場合は、出動することがある。
- ②発生後は、安全が確保されることを確認の上出動し、復旧活動支援するものとする。

【作業の指揮】

第5条

- ①作業現場には責任者(班長)を置き、作業の指揮をとる。
- ②営農指導員(畜産指導員)は、作業の指導をすると共に班長と連絡を密に取るものとする。

【連絡体系】

第6条

- ①各班毎に連絡体系図を作成しておき、緊急時に連絡がとれる様にしておく。
- ②連絡については、連絡体系図の班長から順に自分の下の人に連絡する。
- ③相手が不在の場合は、その次の人に連絡し、不在の相手には再度連絡する。
- ④連絡体系図で最後に連絡をうけた人は、その班の班長に連絡終了の報告をする。

【出動待機及び待機解除】

第7条

- ①レスキュー隊の出動が予想される場合は、本部会議において検討し、隊長は出動待機命令を出すことができる。
- ②災害の発生状況により、出動が必要ないと本部会議で判断されたら、隊長は、ただちに待機命令の解除を行うものとする。その場合、隊長は連絡体系により各隊員に、その旨指示するものとする。